

市町村が策定する『災害廃棄物処理計画』について、道内179自治体の内、策定済は約70と比較的少ない状況です(環境省_R5年3月末時点の調査より)。

計画を構成する「**災害廃棄物の仮置場の確保**」は自治体ご担当の方が頭を悩ます共通の課題の一つです。限られた公有地を利用するにあたり、本項では**都市公園への仮置場の指定が困難なことをお知らせします。**

①仮置場候補地の指定

- 災害廃棄物処理計画では、対象となる地震・洪水災害、また地域性を踏まえた津波災害より、災害廃棄物発生量を推計⇒仮置場必要面積を算定⇒仮置場候補地を選定します。
- 仮置場候補地は主に公有地を対象にまとまった広さで車両の出入り口が確保されていること、また避難場所や河川敷、各種災害の被災エリアへの指定は避けるといった諸条件より、地理的に偏りがなくバランスよく配置する必要があります。

表. 仮置場候補地の選定に関する留意点

所有者	公有地。地域住民との関係性が良好である。
面積	広いほど良い。
土地利用	農地、校庭、海水浴場等は避ける。
利用状況	応急仮設住宅、避難場所等に指定されていない。
インフラ	使用水、飲料水、電力が確保できる。
地形	平坦で起伏が少ない。敷地内に障害物が少ない。
搬出入	前面道路の交通量が少ない。車両出入口の確保。
周辺環境	住宅密集地、学校、病院等との隣接を避ける。
被害の有無	各種災害の被災エリアではない方が良い。

②都市公園の利用について

- 地域に身近な存在であり、地域上平坦かつ舗装されている他、飲料水や電力・道路などインフラが整備済みである等、使い勝手の面から「**公園を仮置場候補地に指定する**」ことが考えられます。
- このうち都市計画区域内における都市公園の利用について、災害に関係する占用物件としては備蓄倉庫や地下に設ける火災用貯水槽・蓄電池が認められている一方※1、**災害廃棄物の仮置場は認められていない**ことに留意する必要があります。

※1：都市公園法第7条及び都市公園施行令第12条の占用物件より

③情報共有と事前協議の必要性など

- 都市公園が占用物件に該当しないことは、候補地選定に至らず必要面積を満足しない等、市町村の計画づくりにおける問題・課題の一つとして挙げられています※2。
- 都市公園への仮置場候補地の指定は、都市計画法第6条に基づく調査で整備された土地利用現状図に関する情報を町内関係各課で共有し、公園管理者と事前協議を行う必要があります。
- 仮置場は基本的に公有地を利用することが望ましく、日頃から関係部署と情報交換しておくことが必要です。

また民有地を候補地とする際は利用後の返還の条件等について事前に取り決めておくことが望まれます。

※2：災害廃棄物対策に関する行政評価・監視結果報告書
(令和4年2月 総務省行政評価局)

私たち、ホクスイ設計コンサルは皆様のお役に立てるよう、引き続き災害廃棄物処理計画の策定に向けた課題をお知らせしたいと考えます。

道内市町村をはじめとする自治体、ご担当の方々には、計画策定に関するご相談など、お気軽にお電話・メールなど、ご連絡ください。

(環境グループ担当：平野利明、垂水彩愛)

株式会社ホクスイ設計コンサル

〒060-0806

札幌市北区北6条西9丁目2番地

☎ 011-737-6232 (本社／営業部)

FAX 011-708-5286

E-mail info@hokusui-p.com